

# 土砂災害に備えて

問い合わせ 防災室  
☎229-3104 FAX223-6247

近年、台風や突発的な豪雨により全国各地で土砂災害による被害が発生しています。日頃から、住まいや付近の地形などを確認して、いざというときに備えましょう。

## 土砂災害危険箇所の確認を

市内には、急傾斜地の崩壊や土石流が発生する恐れのある土砂災害危険箇所が2,543カ所あります。これらの土砂災害危険箇所は、津市防災ホームページ内の「洪水ハザードマップの土砂災害危険箇所」や「津市土砂災害情報相互通報システム」などで確認できます。

また、土砂災害防止法に基づき土砂災害が発生する恐れのある区域を「土砂災害警戒区域」、土砂災害警戒区域のうち建物が壊れて生命や体に危害が生じる恐れのある区域を「土砂災害特別警戒区域」として県が指定しています。現在、美杉地域の多気地区と伊勢地地区の土砂災害危険箇所などが土砂災害警戒区域に指定されていますが、今後、津市全域でも指定される予定です。

HP 津市防災情報  検索 

## 情報の収集を



気象情報や市からの避難勧告などの情報に注意しましょう。津市では、次の方法で避難勧告などの情報を提供します。

防災行政無線、津市防災情報メール、ファクス、エリアメール(緊急速報メール)、ケーブルテレビ、広報車、津市ホームページ、津市公式アプリケーション「津うなび」

## 早めの避難を

津市では、早めに避難準備情報や避難勧告などを発令しますが、台風の接近など大雨のときは自主的に早めの避難に努めましょう。

また、既に大雨となっていて立ち退き避難が困難だと判断される場合は、屋内でも上階の谷側(山の反対側)に待避しましょう。

# 災害時の避難支援のために

問い合わせ 防災室  
☎229-3104 FAX223-6247

## 津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例を施行

災害対策基本法が改正され、高齢者や障がい者などの要配慮者のうち、災害時の避難行動に特に配慮を要する人(避難行動要支援者)の名簿の作成が市町村に義務付けられました。また、災害の発生に備え、避難支援などの実施に必要な限度で、名簿情報を自治会や自主防災組織などの避難支援等関係者へ提供できるようになりました。

名簿情報の提供には本人の同意が必要ですが、津市では「津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」を制定し、本人から拒否の申し出がない場合などは、名簿情報を避難支援等関係者に提供できるようにしました。

### 名簿への登録対象になる人にお知らせを発送

避難行動要支援者名簿への登載対象になる人には、8月中にお知らせを発送します。名簿情報の提供を拒否する場合は申し出てください。なお、災害発生時などには災害対策基本法の規定により本人の意思にかかわらず、生命保護のため名簿情報を関係機関に提供する場合がありますので、ご理解をお願いします。

### ▶ 避難行動要支援者とは

災害が発生し、または発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速に避難するため特に支援を要する人

- 65歳以上のみの世帯に属し、介護保険の要支援または要介護認定を受けている人
- 介護保険の要介護認定を受け、要介護3以上の認定を受けている人
- 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種の人
- 療育手帳(A1、A2)の交付を受けている人
- 精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付を受けている人
- 障害者総合支援法の障害福祉サービス(同行援護、行動援護)を受けている難病患者
- その他市長が必要と認める人

### ▶ 避難支援等関係者とは

避難支援等の実施に携わる関係者で自治会、自主防災組織、消防機関、民生委員、社会福祉協議会、警察署をいいます。